

令和4年度高崎市移住支援金 チェックリスト

- 下記4要件の全てに該当された方は対象となる可能性がありますので、高崎市企画調整課（電話番号：027-321-1202）へお問い合わせください。
- この制度は、申請した日から5年以上継続して高崎市に居住する意思があることを条件としています。
- 災害、病気等のやむを得ない事情を除き、申請後5年以内に市外に転出された場合は、返金の対象となる可能性がありますので、ご注意ください。

1 移住元に関する要件

(1) 住民票を移す直前の10年間について、下記①～③のいずれかに該当する		はい・いいえ
<input type="checkbox"/>	①「東京23区に住民票を置いていた期間」が通算5年以上である。	
<input type="checkbox"/>	②「東京圏（東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県）のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区へ通勤（雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）していた期間」が通算5年以上である。 なお、東京圏（東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県）のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区内の大学等へ通学していた方で、東京23区内の企業等へ就職した方については、通学期間も対象期間とすることができる。	
<input type="checkbox"/>	③「上記①と②を合算した期間」が通算5年以上である。	
(2) 住民票を移す直前の1年間について、下記①～③のいずれかに該当する		はい・いいえ
<input type="checkbox"/>	①「東京23区に住民票を置いていた期間」が連続して1年以上である。	
<input type="checkbox"/>	②「東京圏（東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県）のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区へ通勤（雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）していた期間」が連続して1年以上である。 なお、東京圏（東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県）のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区内の大学等へ通学していた方で、東京23区内の企業等へ就職した方については、通学期間も対象期間とすることができる。	
<input type="checkbox"/>	③「上記①と②を合算した期間」が連続して1年以上である。	

2 移住先に関する要件

下記①～②の全てに該当する		はい・いいえ
<input type="checkbox"/>	①本申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。	
<input type="checkbox"/>	②申請した日から5年以上継続して高崎市に居住する意思がある。 ※ 会社都合（転勤・出向・研修等）により転入される方は、対象外となります	

3 地域の担い手としての役割に関する要件

下記（１）～（５）のいずれかに該当する	はい・いいえ
（１）テレワークに関する要件 下記①～④の 全て に該当する	
<input type="checkbox"/>	①所属先企業からの命令でなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
<input type="checkbox"/>	②国が別途実施する地方創生テレワーク交付金の対象事業による支援、助成を受けていないこと。
<input type="checkbox"/>	③出社する頻度が出勤日の半分より少ないこと。
<input type="checkbox"/>	④勤務先から通勤手当の支給を受けていないこと（出社実績に応じて実費支給はOK）。
（２）関係人口に関する要件 下記①～⑤の いずれか に該当する 詳細は、高崎市企画調整課（TEL:027-321-1202）へお問い合わせください	
<input type="checkbox"/>	①本市に本店、又は支店が存する企業等に勤務歴があること。
<input type="checkbox"/>	②本市で生産された物品等の直接取引を行っていること。
<input type="checkbox"/>	③本市に通勤・通学歴があること。
<input type="checkbox"/>	④本市に居住歴があること。
<input type="checkbox"/>	⑤本市に親族が居住していること。
（３）起業に関する要件	
<input type="checkbox"/>	群馬県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。
（４）就職に関する要件（一般の場合） 下記①～③の 全て に該当する	
<input type="checkbox"/>	①群馬県が開設している就職マッチングサイトに掲載された対象求人に応募し、採用されていること。
<input type="checkbox"/>	②就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
<input type="checkbox"/>	③週 20 時間以上の無期雇用契約であること。
（５）就職に関する要件（専門人材の場合） 下記①～③の 全て に該当する	
<input type="checkbox"/>	①内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材支援事業又は先導的人材マッチング支援事業を利用して移住及び就業すること。
<input type="checkbox"/>	②週 20 時間以上の無期雇用契約であること。
<input type="checkbox"/>	③目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

4 その他の要件

下記①～②の 全て に該当する	はい・いいえ
<input type="checkbox"/>	①暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
<input type="checkbox"/>	②日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。